

二輪車安全運転指導員等の資格、活動、養成及び 審査に関する要綱

昭47. 2. 1
昭51. 7. 6改正
昭55. 6. 9改正
昭55. 7. 1改正
平16. 1. 5改正
平27. 3. 6改正
平29. 4. 1改正

二輪車安全運転推進委員会設置要綱に定める、二輪中の安全運転教育を行う指導員及び特別指導員（以下「指導員等」という。）の資格、活動、養成及び審査等については、本要綱によるものとする。

1 二輪車安全運転指導員

二輪車安全運転指導員とは、二輪車安全運転推進委員会設置要綱の目的に賛同し、二輪運転者のリーダーや二輪車製造販売等の専門家として、自動二輪車又は原動機付自転車（以下「二輪車」という。）の交通事故防止と健全な利用について、自らの知識、経験、技能を広く二輪車の運転者に伝え指導する活動を行う者で、二輪車安全運転推進委員会が認定した者をいう。

2 資格

(1) 指導員等の種別

指導員等の種別は、指導員及び特別指導員の二種別とする。

(2) 指導員等の資格基準

ア 指導員

- (ア) 年齢20歳以上であること。
- (イ) 現に二輪免許又は原付免許を受けている者であること。
- (ロ) 二輪車の運転経験が3年以上であること。
- (ハ) 過去3年以内に、行政処分を受けたことのない者及び悪質な交通違反がない者であること。
- (ニ) 二輪車の安全運転に関する知識、技能及び指導力が指導員としてふさわしい者であること。
- (ホ) 都道府県二輪車安全運転推進委員会（以下「地方委員会」という。）主催の指導員養成講習会を修了した者であること。
- (ヘ) 地方委員会の行う審査に合格した者であること。

イ 特別指導員

- (ア) 現に大型二輪免許を受けている者であること。
- (イ) 指導員としての経験が3年以上あること。
- (ロ) 過去3年以内に、行政処分を受けたことのない者及び悪質な交通違反がない者であること。
- (ハ) 二輪車の安全運転に関する知識、技能及び指導力が特別指導員にふさわしい者であること。
- (ニ) 現に指導員として活動実績が優秀な者であること。

(カ) 二輪車安全運転推進委員会（以下「中央委員会」という。）主催の特別指導員養成講習会を修了した者であること。

(キ) 中央委員会の行う審査に合格した者であること。

(3) 認定機関

指導員の資格認定は地方委員会が、特別指導員の資格認定は中央委員会が、それぞれ行う。

(4) 認定の有効期間

ア 認定の有効期間は5年間とする。

イ 認定の有効期間は本人の申請により更新することが出来る。

(5) 資格の喪失

ア 指導員等が(2)に定める資格基準に該当しなくなったとき、又は(4)の認定の有効期間満了による更新手続きをしなかったとき、若しくは過去5年間指導実績がないときは、その資格を喪失する。

イ 指導員等の定年を70歳とする。ただし、特に延長が必要と認められる場合は、1年ごとに5回まで延長することができる。

(6) 資格の一時停止

指導員等は、やむを得ない事由により指導ができなくなったときは、指導員は当該地方委員会に、特別指導員は中央委員会に、それぞれ届け出て指導員等の資格の一時停止を受けることができる。

一時停止の事由が解消したときは、当該届出委員会に届け出て資格停止の解除を求めることができる。

(7) 技能指導の区分

指導員が指導をできるのは、当該指導員が免許を受けている二輪車に限る。

3 活動

(1) 二輪車等の安全運転指導等

ア 地方委員会、各地域の二輪車普及安全協会、都道府県警察本部等が実施する二輪車の安全運転講習会等において、実技及び座学等の指導に当たるものとする。

イ 二輪車等の販売時、ツーリングクラブ等の集まりなどあらゆる機会に二輪車の安全運転についてのアドバイスを行うとともに、二輪運転者のリーダーとして、自ら交通事故防止と高いマナーに配慮した上で安全運転を普及・実践するものとする。

ウ 地方委員会等が実施する研修会等に積極的に参加するなど、自己の運転技術、指導力の研鑽に努めるものとする。

(2) 指導員等の任務

二輪車の安全運転講習会等における指導員等の任務は下記のとおりとする。

指 導 員	特 別 指 導 員
二輪車等の運転音の安全運転指導 安全運転講習会等の講師 特別指導員の任務の補佐 指導員養成講習会の補佐	二輪車等の運転者の安全運転指導 安全運転講習会等の総括的指導及び講師 講習基準(カリキュラム)及び教材等の作成 指導員養成講習会の講師 指導員認定の審査 特別指導員養成講習会の補佐

(3) 指導員等の標章

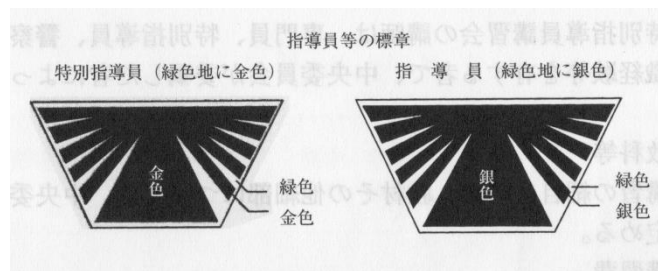
ア 標章の着用

地方委員会は指導員に対し、中央委員会は特別指導員に対し、それぞれ下記様式の標章及び別に定める指導員証を交付するものとする。

イ 指導員等が二輪車の安全運転講習会等での指導等の活動を行う場合は、指導員等の標章を着けなければならない。

ウ 標章の返還

指導員等の資格を喪失した者は、標章及び指導員証を当該委員会に返還しなければならない。



4 養成

(1) 指導員の養成

ア 養成機関

指導員の資格を受けようとする者の養成は、地方委員会が必要と認める場合に、指導員養成講習会を開催して行う。

イ 対象者

本要綱 2、(2)、ア、(ア)から(エ)までに該当する者で、指導員資格を取得しようとする者。

ウ 講師

講習会の講師は、特別指導員、警察職員及び学識経験等を有する者で、地方委員会が委嘱した者によって構成する。

エ 教科等

講習の細目、時間、教材その他細部については、中央委員会が別に定める。

オ 講習費

講習に必要な費用は、原則として受講者が負担するものとし、受講審査料は、中央委員会の通知を基準に地方委員会が定める。

(2) 特別指導員の養成

ア 養成機関

特別指導員の資格を受けようとする者に対する養成は、中央委員会が必要と認める場合に特別指導員講習会を開催して行う。

イ 対象者

本要綱 2、(2)、イ、(ア)から(ウ)及び(オ)に該当する指導員で、地方委員会から推薦された者。

ウ 講師

特別指導員講習会の講師は、専門員、特別指導員、警察職員及び学識経験等を有する者で、中央委員会が委嘱した者によって構成する。

エ 教科等

講習の細目、時間、教材その他細部については、中央委員会が別に定める。

オ 講習費

講習に必要な費用は、原則として受講者が負担するものとし、受講審査料は中央委員会が定める。

5 審査

(1) 地方審査委員会

地方委員会に地方審査委員会を置く。

地方審査委員会は、地方委員会委員長が委嘱した特別指導員（3名以上）並びに当該都道府県警察職員で、運転免許の学科試験及び適性検査の担当者等により組織する。

地方審査委員会は、指導員の認定について審査を行う。

(2) 中央審査委員会

中央委員会に中央審査委員会を置く。

中央審査委員会委員は、中央委員会委員長が委嘱し、特別指導員の認定について審査を行う。

(3) 審査の実施

- ア 指導員の審査事項、審査方法等については、中央委員会が別に定める。
- イ 指導員の審査は、日本二輪車普及安全協会都道府県地区支所の協力を得て、都道府県ごと又は複数の都道府県が合同して行う。
- ウ 審査会場は、各都道府県運転免許試験場又は自動車教習所等の運転実技及び集団審査に適した場所とする。
- エ 地方委員会は、審査を実施した場合、その結果を別記様式により中央委員会に報告するものとする。

別記様式

審査結果報告書

〇〇 二推委員会

受審 番号	合 否	認定 番号	氏名	生年 月日	性 別	住所	職業 所属	免許 種別	免許 取得 年月日	審 査			運転 記録 証明
										道路 交通法	指導 知識	適性 検査	

〇〇 年 月 日に表記審査を実施した結果は上記のとおりであるから報告する。

〇〇 年 月 日

審査員

特 別 指 導 員 〇〇〇〇 (印) 学 科 担 当 者 〇〇〇〇 (印)

 〃 〇〇〇〇 (印) 適 性 担 当 者 〇〇〇〇 (印)

 〃 〇〇〇〇 (印) 行政処分歴担当者 〇〇〇〇 (印)

主任技能担当官 〇〇〇〇 (印)